

運送契約書

(選挙運動用自動車使用 一括契約方式)

江田島市議会議員一般選挙候補者 **甲田 一郎** (以下「甲」という。)
と **株式会社〇〇交通** (以下「乙」という。) は、選挙運動のための自動車の運送につ
いて、次のとおり契約を締結する。

- 目的 公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために使用。
- 車種及び自動車登録
番号又は車両番号 **〇〇〇 広島530-あ-〇〇〇〇**
- 台数 **1**台
- 使用期間 令和7年**9**月**28**日から令和7年**10**月**4**日まで
- 契約金額 **254,100**円 (内訳) **36,300**円/日×**7**日間

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、江田島市議会議員及び江田島市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例に基づき、江田島市に対し、請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、江田島市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、江田島市には請求ができない。

令和7年**9**月**22**日

甲 江田島市議会議員一般選挙候補者
住所 **広島県江田島市〇〇町〇〇一丁目11番11号**
氏名 **甲田 一郎** (甲印)
乙 住所 **広島県江田島市〇〇町〇〇一丁目〇〇番〇〇号**
名称 **株式会社〇〇交通**
代表者 **代表取締役 〇〇 〇〇** (乙印)

選挙運動用自動車使用の契約届出書

(選挙運動用自動車使用 一括契約方式)

告示日以降の日付を記載してください。

令和7年9月29日

江田島市選挙管理委員会委員長 様

令和7年10月5日執行江田島市議会議員一般選挙

候補者氏名 甲田 一郎

次のとおり、選挙運動用自動車使用の契約を締結したので、その契約書の写しを添えて届出をします。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつてはその代表者の氏名	契約内容		備考
		使用期間	金額	
令和7年 9月22日	株式会社〇〇交通 広島県江田島市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号 代表取締役 〇〇 〇〇	9月28日～ 10月4日	254,100円	

契約書の内容を記載してください。

備考

- 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- この書類に係る連絡先氏名及び電話番号
(氏名 〇〇 〇〇 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

選挙運動用自動車使用証明書

(選挙運動用自動車使用 一括契約方式)

使用期間以降の日付を記載してください。

令和7年10月6日

令和7年10月5日執行江田島市議会議員一般選挙

候補者氏名 甲田 一郎

次のとおり、選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

運送事業者等の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名		株式会社〇〇交通 広島県江田島市〇〇町〇〇一丁目〇〇番〇〇号 代表取締役 〇〇 〇〇	
車種及び自動車登録番号 又は車両番号	使用期間	契約金額	備考
〇〇〇 広島530-あ-〇〇〇〇	令和7年 9月28日～ 令和7年10月 4日	254,100円	

実績等を記載してください。

備考

- この証明書は、候補者が使用の実績に基づいて運送事業者等ごとに作成し、運送事業者等に交付してください。
- 運送事業者等が江田島市に支払を請求する場合は、当該使用証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は江田島市に支払を請求することができません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき、1日当たり36,300円です。
- 同一の日において、一括契約方式及び個別契約方式のいずれもの契約が締結された場合には、公費負担の対象となる契約は候補者の指定する一の契約に限られますので、指定する一の契約のみを記載してください。
- 同一の日において、2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となる選挙運動用自動車は候補者の指定する1台に限られますので、指定する1台のみを記載してください。
- 5の指定する契約以外の契約及び6の指定する選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、江田島市に支払を請求することができません。

請求書

(選挙運動用自動車使用 一括契約方式)

選挙期日以降の日付を記載してください。

令和7年10月6日

江田島市長 様

住 所 広島県江田島市〇〇町〇〇一丁目〇〇番〇〇号

氏名又は名称 株式会社〇〇交通

代表者の氏名(法人) 代表取締役 〇〇 〇〇

会社
印

江田島市議会議員及び江田島市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 請求金額 254,100円
- 選挙名 令和7年10月5日執行江田島市議会議員一般選挙
- 候補者氏名 甲田 一郎
- 振込先情報

金融機関名	支店名	ふりがな 口座名	預金種目	口座番号
〇〇銀行	〇〇支店	かぶしきがいしゃ 株式会社 〇〇こうつう 〇〇交通	普通預金	〇〇〇〇〇〇〇

備考

- 供託物を没収された候補者のものについては、江田島市に支払を請求することができません。
- 候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 請求書及び請求内訳書は綴じ合わせて、請求者の印で割印をしてください。
- 同一の日において、一括契約方式及び個別契約方式のいずれもの契約が締結された場合には、公費負担の対象となる契約は候補者の指定する一の契約に限られます。
- 同一の日において、2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となる選挙運動用自動車は候補者の指定する1台に限られます。
- 4の指定する契約以外の契約及び5の指定する選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、江田島市に支払を請求することができません。
- この書類に係る連絡先氏名及び電話番号
(氏名 〇〇 〇〇 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

請求内訳書

(選挙運動用自動車使用 一括契約方式)

使用年月日	使用金額	公費負担の限度額	請求金額	備考
令和7年 9月28日	36,300円	36,300円/日	36,300円	
令和7年 9月29日	36,300円		36,300円	
令和7年 9月30日	36,300円		36,300円	
令和7年 10月1日	36,300円		36,300円	
令和7年 10月2日	36,300円		36,300円	
令和7年 10月3日	36,300円		36,300円	
令和7年 10月4日	36,300円		36,300円	
計			254,100円	

備考

請求金額の欄には、使用金額又は公費負担の限度額のうちいずれか少ない方の金額を記載してください。

車両賃貸借契約書

(選挙運動用自動車使用 個別契約方式自動車借入れ)

江田島市議会議員一般選挙候補者 **甲田 一郎** (以下「甲」という。)
と **株式会社〇〇自動車** (以下「乙」という。) は、選挙運動のための車両の賃貸借につ
いて、次のとおり契約を締結する。

1 目的 公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために借入れ。

2 車種及び自動車登録
番号又は車両番号 **〇〇〇 広島530-あ-〇〇〇〇**

3 台数 **1**台

4 借入期間 令和7年**9**月**28**日から令和7年**10**月**4**日まで

5 契約金額 **112,700**円 (内訳) **16,100**円/日×**7**日間

6 使用上の義務等

甲は、法令に従い本件車両の運転義務及び乙の定める約款に従う義務を負う。

7 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、江田島市議会議員及び江田島市長の
選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例に基づき、江田島市に対し、請求
するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、江田島市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足
額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、
江田島市には請求ができない。

令和7年**9**月**22**日

甲	江田島市議会議員一般選挙候補者	
	住所	広島県江田島市〇〇町〇〇一丁目11番11号
	氏名	甲田 一郎
乙	住所	広島県江田島市〇〇町〇〇一丁目〇〇番〇〇号
	名称	株式会社〇〇自動車
	代表者	代表取締役 〇〇 〇〇

甲

乙
会社

選挙運動用自動車使用の契約届出書

(選挙運動用自動車使用 個別契約方式)

告示日以降の日付を記載してください。

令和7年9月29日

江田島市選挙管理委員会委員長 様

令和7年10月5日執行江田島市議会議員一般選挙

候補者氏名 甲田 一郎

次のとおり、選挙運動用自動車使用の契約を締結したので、その契約書の写しを添えて届出をします。

項目	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			期間	金額	
自動車の 借入れ	令和6年 9月22日	株式会社〇〇自動車 広島県江田島市〇〇町〇〇一丁目〇〇番〇〇号 代表取締役 〇〇 〇〇	9月28日～ 10月4日	112,700円	
燃料供給	令和7年 9月22日	株式会社〇〇石油 広島県江田島市〇〇町〇〇一丁目〇〇番〇〇号 代表取締役 〇〇 〇〇	9月28日～ 10月4日	11,900円	単価(税込) 10当たり 170円
運転手 雇用	令和7年 9月22日	〇〇 〇〇 広島県江田島市〇〇町〇〇一丁目〇〇番〇〇号	9月28日～ 10月4日	87,500円	

契約書の内容を記載してください。

備考

- 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 期間等の欄には、自動車の借入れにあっては借入期間を、燃料供給にあっては供給期間を、運転手雇用にあっては雇用期間を記載してください。
- 燃料供給において単価契約を締結した場合には、備考の欄に契約単価を記載してください。なお、金額の欄には、契約の見込額を記載してください。
- この書類に係る連絡先及び連絡電話番号
(氏名 〇〇 〇〇 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

選挙運動用自動車使用証明書

(選挙運動用自動車使用 個別契約方式自動車借入れ)

借入期間以降の日付を記載してください。

令和7年10月6日

令和7年10月5日執行江田島市議会議員一般選挙

候補者氏名 甲田 一郎

次のとおり、選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

自動車借入れ業者等の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	株式会社〇〇自動車 広島県江田島市〇〇町〇〇一丁目〇〇番〇〇号 代表取締役 〇〇 〇〇		
車種及び自動車登録番号 又は車両番号	借入期間	借入金額	備考
〇〇〇 広島530-あ-〇〇〇〇	令和7年 9月28日～ 令和7年10月 5日	112,700円	

実績等を記載してください。

備考

- この証明書は、候補者が使用の実績に基づいて自動車借入業者等ごとに作成し、自動車借入業者等に交付してください。
- 自動車借入業者等が江田島市に支払を請求する場合は、当該使用証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、自動車借入業者等は江田島市に支払を請求することができません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき、1日当たり16,100円です。
- 同一の日において、一括契約方式及び個別契約方式のいずれもの契約が締結された場合には、公費負担の対象となる契約は候補者の指定する一の契約に限られますので、指定する一の契約のみを記載してください。
- 同一の日において、2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となる選挙運動用自動車は候補者の指定する1台に限られますので、指定する1台のみを記載してください。
- 5の指定する契約以外の契約及び6の指定する選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、江田島市に支払を請求することができません。

請求書

(選挙運動用自動車使用 個別契約方式自動車借入れ)

選挙期日以降の日付を記載してください。

令和7年10月6日

江田島市長 様

住 所 広島県江田島市〇〇町〇〇一丁目〇〇番〇〇号

氏名又は名称 株式会社〇〇自動車

代表者の氏名(法人) 代表取締役 〇〇 〇〇

名
印
社

江田島市議会議員及び江田島市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 請求金額 112,700円
- 選挙名 令和7年10月5日執行江田島市議会議員一般選挙
- 候補者氏名 甲田 一郎
- 振込先情報

金融機関名	支店名	ふりがな 口座名	預金種目	口座番号
〇〇銀行	〇〇支店	かぶしきがいしゃ 株式会社 〇〇自動車	普通預金	〇〇〇〇〇〇〇

備考

- 供託物を没収された候補者のものについては、江田島市に支払を請求することができません。
- 候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 請求書及び請求内訳書は綴じ合わせて、請求者の印で割印をしてください。
- 同一の日において、一括契約方式及び個別契約方式のいずれもの契約が締結された場合には、公費負担の対象となる契約は候補者の指定する一の契約に限られます。
- 同一の日において、2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となる選挙運動用自動車は候補者の指定する1台に限られます。
- 4の指定する契約以外の契約及び5の指定する選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、江田島市に支払を請求することができません。
- この書類に係る連絡先氏名及び電話番号
(氏名 〇〇 〇〇 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

請求内訳書

(選挙運動用自動車使用 個別契約方式自動車借入れ)

借入年月日	借入金額	公費負担の限度額	請求金額	備考
令和7年 9月28日	16,100円	16,100円/日	16,100円	
令和7年 9月29日	16,100円		16,100円	
令和7年 9月30日	16,100円		16,100円	
令和7年 10月1日	16,100円		16,100円	
令和7年 10月2日	16,100円		16,100円	
令和7年 10月3日	16,100円		16,100円	
令和7年 10月4日	16,100円		16,100円	
計			112,700円	

備考

請求金額の欄には、借入金額又は公費負担の限度額のうちいずれか少ない方の金額を記載してください。

選挙運動用自動車燃料供給契約書

(選挙運動用自動車使用 個別契約方式燃料供給)

江田島市議会議員一般選挙候補者 **甲田 一郎** (以下「甲」という。)
と **株式会社〇〇石油** (以下「乙」という。) は、選挙運動用自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。

- 目的 公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために供給。
- 供給期間 令和7年**9月28日**から令和7年**10月4日**まで
- 供給場所 所在地 **広島県江田島市〇〇町〇〇一丁目〇〇番〇〇号**
名称 **株式会社〇〇石油**
- 供給を受ける自動車の自動車登録番号又は車両番号
〇〇〇 広島530-あ-〇〇〇〇
- 金額 単価(税込)10当たり**170円**とし、期間中の供給総量に単価を乗じた金額とする。

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、江田島市議会議員及び江田島市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例に基づき、江田島市に対し、請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、江田島市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、江田島市には請求ができない。

令和7年**9月22日**

甲 江田島市議会議員一般選挙候補者

住所 **広島県江田島市〇〇町〇〇一丁目11番11号**

氏名 **甲田 一郎**

甲

乙 住所 **広島県江田島市〇〇町〇〇一丁目〇〇番〇〇号**

名称 **株式会社〇〇石油**

代表者 **代表取締役 〇〇 〇〇**

乙
会
社

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

(選挙運動用自動車使用 個別契約方式燃料供給)

最終給油日以降の日付を記載してください。

令和7年10月6日

江田島市選挙管理委員会委員長 様

令和7年10月5日執行江田島市議会議員一般選挙

候補者氏名 甲田 一郎

次の自動車燃料代につき、江田島市議会議員選挙及び江田島市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

- 契約年月日 令和7年9月22日
- 契約の相手方 住所 広島県江田島市〇〇町〇〇一丁目〇〇番〇〇号
氏名又は名称 株式会社〇〇石油
代表者の氏名(法人) 代表取締役 〇〇 〇〇
- 燃料の供給を受ける自動車の自動車登録番号又は車両番号
〇〇〇 広島530-あ-〇〇〇〇
- 確認申請金額 11,900円

区分	購入金額	左のうち確認済又は 確認申請金額
前回までの累積金額	0円	0円
今回の申請金額	11,900円	11,900円
計	11,900円	11,900円

備考

- この申請書は、燃料供給業者ごとに候補者から江田島市選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について、公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 燃料の供給を受ける自動車の自動車登録番号又は車両番号には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 前回までの累積金額の欄には、他の燃料供給業者から購入した金額も含めて記載してください。
- この書類に係る連絡先及び連絡電話番号
(氏名 〇〇 〇〇 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

選挙運動用自動車使用証明書

(選挙運動用自動車使用 個別契約方式燃料供給)

最終給油日以降の日付を記載してください。

令和7年10月6日

令和7年10月5日執行江田島市議会議員一般選挙

候補者氏名 甲田 一郎

次のとおり、燃料を使用したものであることを証明します。

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	株式会社〇〇石油 広島県江田島市〇〇町〇〇一丁目〇〇番〇〇号 代表取締役 〇〇 〇〇			
供給を受けた選挙運動用 自動車の自動車登録番号 又は車両番号	供給年月日	供給量	供給金額	備考
〇〇〇 広島530-あ-〇〇〇〇	令和7年 9月28日	10ℓ	1,700円	
〃	令和7年 9月29日	10ℓ	1,700円	
〃	令和7年 9月30日	10ℓ	1,700円	
〃	令和7年10月 1日	10ℓ	1,700円	
〃	令和7年10月 2日	10ℓ	1,700円	
〃	令和7年10月 3日	10ℓ	1,700円	
〃	令和7年10月 4日	10ℓ	1,700円	

備考

実績等を記載してください。

- この証明書は、候補者が使用の実績に基づいて燃料供給業者ごとに作成し、給油伝票の写しを添えて、燃料供給業者に交付してください。
- この証明書は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号の欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 燃料供給業者が江田島市に支払を請求する場合は、当該使用証明書、選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は江田島市に支払を請求することができません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額です。
- 公費負担の適用を受けられるのは、候補者の指定した選挙運動用自動車に供給された燃料に限られます。

請求書

(選挙運動用自動車使用 個別契約方式燃料供給)

選挙期日以降の日付を記載してください。

令和7年10月6日

江田島市長 様

住 所 広島県江田島市〇〇町〇〇一丁目〇〇番〇〇号

氏名又は名称 株式会社〇〇石油

代表者の氏名(法人) 代表取締役 〇〇 〇〇

名
印
社

江田島市議会議員及び江田島市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 請求金額 11,900円
- 選挙名 令和7年10月5日執行江田島市議会議員一般選挙
- 候補者氏名 甲田 一郎
- 振込先情報

金融機関名	支店名	ふりがな 口座名	預金種目	口座番号
〇〇銀行	〇〇支店	かぶしきがいしゃ 株式会社 〇〇せきゆ 〇〇石油	普通預金	〇〇〇〇〇〇〇

備考

- 供託物を没収された候補者のものについては、江田島市に支払を請求することができません。
- 候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書、選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票の写しとともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 請求書及び請求内訳書は綴じ合わせて、請求者の印で割印をしてください。
- 同一の日において、一括契約方式及び個別契約方式のいずれもの契約が締結された場合には、公費負担の対象となる契約は候補者の指定する一の契約に限られます。
- 4の指定する契約以外の契約については、江田島市に支払を請求することができません。
- 請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された確認金額の範囲内に限られています。
- この書類に係る連絡先氏名及び電話番号
(氏名 〇〇 〇〇 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

請求内訳書

(選挙運動用自動車使用 個別契約方式燃料供給)

供給年月日	供給金額	公費負担の限度額	請求金額	備考
令和7年 9月28日	1,700円	7,700円/日	1,700円	
令和7年 9月29日	1,700円		1,700円	
令和7年 9月30日	1,700円		1,700円	
令和7年 10月1日	1,700円		1,700円	
令和7年 10月2日	1,700円		1,700円	
令和7年 10月3日	1,700円		1,700円	
令和7年 10月4日	1,700円		1,700円	
計			11,900円	

備考

請求金額の欄には、供給金額又は公費負担の限度額のうちいずれか少ない方の金額を記載してください。

選挙運動用自動車運転契約書

(選挙運動用自動車使用 個別契約方式運転手雇用)

江田島市議会議員一般選挙候補者 **甲田 一郎** (以下「甲」という。)
と **〇〇 〇〇** (以下「乙」という。) は、甲が使用する公職選挙法第141条に規定する選挙運動用自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。

1 目的 公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために雇用。

2 雇用期間 令和7年**9月28日**から令和7年**10月4日**まで
(原則として毎日午前8時から午後8時まで)

3 運転する自動車の自動車登録番号又は車両番号
〇〇〇 広島530-あ-〇〇〇〇

4 契約金額 **87,500円** (内訳) **12,500円**/日×**7日間**

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、江田島市議会議員及び江田島市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例に基づき、江田島市に対し、請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、江田島市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、江田島市には請求ができない。

令和7年**9月22日**

甲 江田島市議会議員一般選挙候補者

住所 **広島県江田島市〇〇町〇〇一丁目11番11号**

氏名 **甲田 一郎**

甲

乙 住所 **広島県江田島市〇〇町〇〇一丁目〇〇番〇〇号**

氏名 **〇〇 〇〇**

乙

選挙運動用自動車使用証明書

(選挙運動用自動車使用 個別契約方式運転手雇用)

雇用期間以降の日付を記載してください。

令和7年10月6日

令和7年10月5日執行江田島市議会議員一般選挙

候補者氏名 甲田 一郎

次のとおり、運転手を使用したものであることを証明します。

運転手	住所	広島県江田島市〇〇町〇〇一丁目〇〇番〇〇号	
	氏名	〇〇 〇〇	
	雇用年月日	報酬の額	備考
	令和7年 9月28日	12,500円	1台
	令和7年 9月29日	12,500円	1台
	令和7年 9月30日	12,500円	1台
	令和7年10月 1日	12,500円	1台
	令和7年10月 2日	12,500円	1台
	令和7年10月 3日	12,500円	1台
	令和7年10月 4日	12,500円	1台

実績等を記載してください。

備考

- この証明書は、候補者が使用の実績に基づいて運転手ごとに作成し、運転手に交付してください。
- 備考の欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を記載してください。
- 運転手が江田島市に支払を請求する場合は、当該使用証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は江田島市に支払を請求することができません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき、1日当たり12,500円です。
- 同一の日において、2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、公費負担の対象となる運転手は候補者の指定する1人に限られますので、指定する1人のみを記載してください。
- 候補者の指定した運転手以外の運転手については、江田島市に支払を請求することができません。

請求書

(選挙運動用自動車使用 個別契約方式運転手雇用)

選挙期日以降の日付を記載してください。

令和7年10月6日

江田島市長 様

住所 広島県江田島市〇〇町〇〇一丁目〇〇番〇〇号

氏名 〇〇 〇〇



江田島市議会議員及び江田島市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 請求金額 87,500円
- 選挙名 令和7年10月5日執行江田島市議会議員一般選挙
- 候補者氏名 甲田 一郎
- 振込先情報

金融機関名	支店名	ふりがな 口座名	預金種目	口座番号
〇〇銀行	〇〇支店	〇〇 〇〇	普通預金	〇〇〇〇〇〇

備考

- 供託物を没収された候補者のものについては、江田島市に支払を請求することができません。
- 候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 請求書及び請求内訳書は綴じ合わせて、請求者の印で割印をしてください。
- 同一の日において、一括契約方式及び個別契約方式のいずれもの契約が締結された場合には、公費負担の対象となる契約は候補者の指定する一の契約に限られます。
- 同一の日において、2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、公費負担の対象となる運転手は候補者の指定する1人に限られます。
- 4の指定する契約以外の契約及び5の指定する運転手以外の運転手については、江田島市に支払を請求することができません。
- この書類に係る連絡先氏名及び電話番号
(氏名 〇〇 〇〇 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

請求内訳書

(選挙運動用自動車使用 個別契約方式運転手雇用)

雇用年月日	報酬の額	公費負担の限度額	請求金額	備考
令和7年 9月28日	12,500円	12,500円/日	12,500円	
令和7年 9月29日	12,500円		12,500円	
令和7年 9月30日	12,500円		12,500円	
令和7年 10月1日	12,500円		12,500円	
令和7年 10月2日	12,500円		12,500円	
令和7年 10月3日	12,500円		12,500円	
令和7年 10月4日	12,500円		12,500円	
計			87,500円	

備考

請求金額の欄には、報酬の額又は公費負担の限度額のうちいずれか少ない方の金額を記載してください。

選挙運動用ビラ作成契約書

江田島市議会議員一般選挙候補者 **甲田 一郎** (以下「甲」という。)
と **株式会社〇〇印刷** (以下「乙」という。) は、選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約を締結する。

- 品名 公職選挙法 142 条に規定するビラ
- 数量 **2,000** 枚
- 納入期限 令和 7 年 **9** 月 **26** 日
- 契約金額 **22,000** 円

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、江田島市議会議員及び江田島市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例に基づき、江田島市に対し、請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、江田島市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条 (供託物の没収) の規定に該当した場合は、乙は、江田島市には請求ができない。

令和 7 年 **9** 月 **22** 日

甲 江田島市議会議員一般選挙候補者
住所 **広島県江田島市〇〇町〇〇一丁目 11 番 11 号**
氏名 **甲田 一郎** 甲
田

乙 住所 **広島県江田島市〇〇町〇〇一丁目〇〇番〇〇号**
名称 **株式会社〇〇印刷**
代表者 **代表取締役 〇〇 〇〇** 之
会
社
印

選挙運動用ビラ作成の契約届出書

告示日以降の日付を記載してください。

令和7年9月29日

江田島市選挙管理委員会委員長 様

令和7年10月5日執行江田島市議会議員一般選挙

候補者氏名 甲田 一郎

次のとおり、選挙運動用ビラ作成の契約を締結したので、その契約書の写しを添えて届出をします。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつてはその代表者の氏名	契約内容		備考
		数量	金額	
令和7年 9月22日	株式会社〇〇印刷 広島県江田島市〇〇町〇〇一丁目〇〇番〇〇号 代表取締役 〇〇 〇〇	2,000枚	22,000円	

契約書の内容を記載してください。

備考

- 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- この書類に係る連絡先及び連絡電話番号
(氏名 〇〇 〇〇 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

告示日以降であって、かつ、実績が確定した日以降の日付を記載してください。

令和7年10月6日

江田島市選挙管理委員会委員長 様

令和7年10月5日執行江田島市議会議員一般選挙

候補者氏名 甲田 一郎

次のビラ作成枚数につき、江田島市議会議員選挙及び江田島市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 令和7年9月22日
- 2 契約の相手方 住 所 広島県江田島市〇〇町〇〇一丁目〇〇番〇〇号
氏名又は名称 株式会社〇〇印刷
代表者の氏名(法人) 代表取締役 〇〇 〇〇
- 3 確認申請枚数 2,000枚

区分	作成枚数	左のうち確認済又は 確認申請枚数
前回までの累積枚数	0枚	0枚
今回の申請枚数	2,000枚	2,000枚
計	2,000枚	2,000枚

備考

作成枚数又は4,000枚(公費負担対象限度枚数)のうちいずれか少ない方の枚数を記載してください。

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに候補者から江田島市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ビラ作成枚数について、公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 前回までの累積枚数の欄には、他のビラ作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。
- 4 この書類に係る連絡先及び連絡電話番号
(氏名 〇〇 〇〇 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

選挙運動用ビラ作成証明書

告示日以降であって、かつ、実績が確定した日以降の日付を記載してください。

令和7年10月6日

令和7年10月5日執行江田島市議会議員一般選挙

候補者氏名 甲田 一郎

次のとおり、ビラを作成したものであることを証明します。

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつてはその代表者の氏名	株式会社〇〇印刷 広島県江田島市〇〇町〇〇一丁目〇〇番〇〇号 代表取締役 〇〇 〇〇
作成枚数	2,000枚
作成金額	22,000円

実績等を記載してください。

備考

- この証明書は、候補者が作成の実績に基づいてビラ作成業者ごとに作成し、ビラ作成業者に交付してください。
- ビラ作成業者が江田島市に支払を請求する場合は、当該作成証明書及び選挙運動用ビラ作成枚数確認書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は江田島市に支払を請求することができません。
- 公費負担の対象となる枚数及び限度額（1枚当たり）は、次のとおりです。
 - 限度枚数：4,000枚
 - 限度額（1枚当たり）：8.38円

請求書

(選挙運動用ビラ作成)

選挙期日以降の日付を記載してください。

令和7年10月6日

江田島市長 様

住 所 広島県江田島市〇〇町〇〇一丁目〇〇番〇〇号

氏名又は名称 株式会社〇〇印刷

代表者の氏名(法人) 代表取締役 〇〇 〇〇

之
印
社

江田島市議会議員及び江田島市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 請求金額 16,760円
- 選挙名 令和7年10月5日執行江田島市議会議員一般選挙
- 候補者氏名 甲田 一郎
- 振込先情報

金融機関名	支店名	ふりがな 口座名	預金種目	口座番号
〇〇銀行	〇〇支店	かぶしきがいしゃ 株式会社 〇〇いんさつ 〇〇印刷	普通預金	〇〇〇〇〇〇〇

備考

- 供託物を没収された候補者のものについては、江田島市に支払を請求することができません。
- 候補者から受領した選挙運動用ビラ作成証明書及び選挙運動用ビラ作成枚数確認書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 請求書及び請求内訳書は綴じ合わせて、請求者の印で割印をしてください。
- 請求は、選挙運動用ビラ作成枚数確認書に記載された確認枚数の範囲内に限られています。
- この書類に係る連絡先氏名及び電話番号
(氏名 〇〇 〇〇 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

請求内訳書

(選挙運動用ビラ作成)

1 作成金額 **実績を記載してください。**

単価 (A)	枚数 (B)	金額 (C)
11円	2,000枚	22,000円

2 限度額

単価 (D)	枚数 (E)	金額 (F)
8.38円	2,000枚	16,760円

3 請求金額

単価 (G)	枚数 (H)	金額 (I)
8.38円	2,000枚	16,760円

備考

- 枚数 (E) の欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 単価 (G) の欄には、単価 (A) 又は単価 (D) のうちいずれか少ない方の単価を記載してください。
- 枚数 (H) の欄には、枚数 (B) 又は枚数 (E) のうちいずれか少ない方の枚数を記載してください。

選挙運動用ポスター作成契約書

江田島市議会議員一般選挙候補者 **甲田 一郎** (以下「甲」という。)
と **株式会社〇〇印刷** (以下「乙」という。) は、選挙運動用ポスターの作成について、
次のとおり契約を締結する。

- 品名 公職選挙法 142 条に規定するポスター
- 数量 **160** 枚
- 納入期限 令和 7 年 **9** 月 **26** 日
- 契約金額 **158,400** 円

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、江田島市議会議員及び江田島市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例に基づき、江田島市に対し、請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、江田島市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条 (供託物の没収) の規定に該当した場合は、乙は、江田島市には請求ができない。

令和 7 年 **9** 月 **22** 日

甲	江田島市議会議員一般選挙候補者	
	住所	広島県江田島市〇〇町〇〇一丁目 11 番 11 号
	氏名	甲田 一郎 甲 田
乙	住所	広島県江田島市〇〇町〇〇一丁目〇〇番〇〇号
	名称	株式会社〇〇印刷
	代表者	代表取締役 〇〇 〇〇 之 会 社

選挙運動用ポスター作成の契約届出書

告示日以降の日付を記載してください。

令和7年9月29日

江田島市選挙管理委員会委員長 様

令和7年10月5日執行江田島市議会議員一般選挙

候補者氏名 甲田 一郎

次のとおり、選挙運動用ポスター作成の契約を締結したので、その契約書の写しを添えて届出をします。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		数量	金額	
令和7年 9月22日	株式会社〇〇印刷 広島県江田島市〇〇町〇〇一丁目〇〇番〇〇号 代表取締役 〇〇 〇〇	160枚	158,400円	

契約書の内容を記載してください。

備考

- 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- この書類に係る連絡先及び連絡電話番号
(氏名 〇〇 〇〇 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

告示日以降であって、かつ、実績が確定した日以降の日付を記載してください。

令和7年10月6日

江田島市選挙管理委員会委員長 様

令和7年10月5日執行江田島市議会議員一般選挙

候補者氏名 甲田 一郎

次のポスター作成枚数につき、江田島市議会議員選挙及び江田島市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

- 契約年月日 令和7年9月22日
- 契約の相手方 住所 広島県江田島市〇〇町〇〇一丁目〇〇番〇〇号
氏名又は名称 株式会社〇〇印刷
代表者の氏名(法人) 代表取締役 〇〇 〇〇
- 確認申請枚数 149枚

区分	作成枚数	左のうち確認済又は 確認申請枚数
前回までの累積枚数	0枚	0枚
今回の申請枚数	160枚	149枚
計	160枚	149枚

備考

作成枚数又は149枚(公費負担対象限度枚数)のうちいずれか少ない方の枚数を記載してください。

- この申請書は、ポスター作成業者ごとに候補者から江田島市選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、ポスター作成枚数について、公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 前回までの累積枚数の欄には、他のポスター作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。
- この書類に係る連絡先及び連絡電話番号
(氏名 〇〇 〇〇 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

選挙運動用ポスター作成証明書

告示日以降であって、かつ、実績が確定した日以降の日付を記載してください。

令和7年10月6日

令和7年10月5日執行江田島市議会議員一般選挙

候補者氏名 甲田 一郎

次のとおり、ポスターを作成したものであることを証明します。

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつてはその代表者の氏名	株式会社〇〇印刷 広島県江田島市〇〇町〇〇一丁目〇〇番〇〇号 代表取締役 〇〇 〇〇
作成枚数	160枚
作成金額	158,400円

実績等を記載してください。

備考

- この証明書は、候補者が作成の実績に基づいてポスター作成業者ごとに作成し、ポスター作成業者に交付してください。
- ポスター作成業者が江田島市に支払を請求する場合は、当該作成証明書及び選挙運動用ポスター作成枚数確認書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は江田島市に支払を請求することができません。
- 公費負担の対象となる枚数及び限度額（1枚当たり）は、次のとおりです。
 - 限度枚数：149枚
 - 限度額（1枚当たり）：1,295円

請求書

(選挙運動用ポスター作成)

選挙期日以降の日付を記載してください。

令和7年10月6日

江田島市長 様

住 所 広島県江田島市〇〇町〇〇一丁目〇〇番〇〇号

氏名又は名称 株式会社〇〇印刷

代表者の氏名(法人) 代表取締役 〇〇 〇〇

之
印
社

江田島市議会議員及び江田島市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 請求金額 147,510円
- 選挙名 令和7年10月5日執行江田島市議会議員一般選挙
- 候補者氏名 甲田 一郎
- 振込先情報

金融機関名	支店名	ふりがな 口座名	預金種目	口座番号
〇〇銀行	〇〇支店	かぶしきがいしゃ 株式会社 〇〇いんさつ 〇〇印刷	普通預金	〇〇〇〇〇〇〇〇

備考

- 供託物を没収された候補者のものについては、江田島市に支払を請求することができません。
- 候補者から受領した選挙運動用ポスター作成証明書及び選挙運動用ポスター作成枚数確認書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 請求書及び請求内訳書は綴じ合わせて、請求者の印で割印をしてください。
- 請求は、選挙運動用ポスター作成枚数確認書に記載された確認枚数の範囲内に限られています。
- この書類に係る連絡先氏名及び電話番号
(氏名 〇〇 〇〇 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

請求内訳書

(選挙運動用ポスター作成)

1 作成金額 **実績を記載してください。**

単価 (A)	枚数 (B)	金額 (C)
990円	160枚	158,400円

2 限度額

単価 (D)	枚数 (E)	金額 (F)
1,295円	149枚	192,955円

3 請求金額

単価 (G)	枚数 (H)	金額 (I)
990円	149枚	147,510円

備考

- 枚数 (E) の欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 単価 (G) の欄には、単価 (A) 又は単価 (D) のうちいずれか少ない方の単価を記載してください。
- 枚数 (H) の欄には、枚数 (B) 又は枚数 (E) のうちいずれか少ない方の枚数を記載してください。